二　認定証の再交付　イ又はロに掲げる認定証の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ　前条第二号イに掲げる認定証　一万九千七百円
ロ　前条第二号ロに掲げる認定証　三千百円
三　登録証の再交付　イからハまでに掲げる登録証の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ　前条第三号イに掲げる登録証　一万九千七百円
ロ　前条第三号ロに掲げる登録証　四千五百円
ハ　前条第三号ハに掲げる登録証　三千百円
四　前条第四号に規定する基準適合証の再交付　三千百円

第十二条の二第一項中「第七十八条第一項第十三号」を「第七十八条第一項第二十八号」に、「区分に応じ、それぞれ」を「修理区分の変更の許可の区分に応じ」に改め、同項第二号中「一万五千七百円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、一万五千五百円）」を「一万八千三百円」に改め、同条第二項中「に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十条の二第五項」を「（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十条の二第五項」に、「前項第二号」を「前項」に改め、同項第二号中「七万円」を「八万六千三百円」に改め、同条第三項中「第七十八条第一項第十三号」を「第七十八条第一項第二十八号」に改め、同項第二号中「七万円」を「八万六千三百円」に改め、同条を第二十七条とする。

第十二条中「第七十八条第一項第十二号」を「第七十八条第一項第二十七号」に、「区分に応じ、それぞれ」を「許可の更新の区分に応じ、」に改め、同条第二号中「七千三百円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、七千百円）」を「八千五百円」に改め、同条を第二十六条とする。

第十一条第一項中「第七十八条第一項第十一号」を「第七十八条第一項第二十六号」に改め、同項第二号中「七万円」を「八万六千三百円」に改め、同条を第二十五条とする。

第十条中「第七十八条第一項第十号」を「第七十八条第一項第十六号」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の九条を加える。

（再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に係る手数料の額）

第十六条　法第七十八条第一項第十七号に掲げる者（専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造販売に係る許可の更新を申請する者に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万五千二百円とする。

（再生医療等製品の製造業の許可の更新の申請に係る手数料の額）

第十七条　法第七十八条第一項第十八号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の更新の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　再生医療等製品の製造に係る許可の更新（次号に掲げるものを除く。）　三万百円

二　専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る許可の更新　一万五千二百円

（再生医療等製品の製造業の許可の区分の変更の許可の申請に係る手数料の額）

第十八条　法第七十八条第一項第十九号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の区分の変更の許可の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　再生医療等製品の製造に係る許可の区分の変更の許可（次号に掲げるものを除く。）　三万百円

二　専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る許可の区分の変更の許可　二万八千二百円

（再生医療等製品外国製造業者の認定の申請に係る手数料の額）

第十九条　法第七十八条第一項第二十号に掲げる者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十四第一項の認定の申請につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十二第五項（法第二十三条の二十四第三項において準用する場合に限る。）の実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における同号に掲げる者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

二　八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

2　第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（再生医療等製品外国製造業者の認定の更新の申請に係る手数料の額）

第二十条　法第七十八条第一項第二十一号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の更新の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　再生医療等製品の製造に係る認定の更新（次号に掲げるものを除く。）　二万三千四百円

二　専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る認定の更新　一万五千百円

2　前項（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する者に係る法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第三項の認定の更新の申請につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十二第五項（法第二十三条の二十四第三項において準用する場合に限る。）の実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一　職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

二　八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

3　第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（再生医療等製品外国製造業者の認定の区分の変更又は追加の認定の申請に係る手数料の額）

第二十一条　法第七十八条第一項第二十二号に掲げる者（法第二十三条の二十四第三項において準用する法第二十三条の二十二第六項の認定の区分の変更の認定の申請をする者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分の変更の認定の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　再生医療等製品の製造に係る認定の区分の変更の認定（次号に掲げるものを除く。）　二万三千四百円

二　専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の製造に係る認定の区分の変更の認定　二万三千二百円

2　前項（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十二第六項（法第二十三条の二十四第三項において準用する場合に限る。）の認定の区分の変更の認定の申請につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の二十二第五項（法第二十三条の二十四第三項において準用する場合に限る。）の実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一　職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額

二　八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額